

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出に係る留意事項

常総市役所介護保険課

以下略称

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書 → 居宅届出書 とする

○居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出について

- ・居宅の届出は、原則サービス利用開始日前までに提出を行ってください。
- ・届出を行う際には居宅届出書と介護保険被保険者証または介護保険資格者証の提出を行ってください。
- ・介護保険被保険者証または介護保険資格者証が無い場合は受理できません。
- ・居宅届出書の内容に不備がある場合には受理できません。
- ・当市は居宅届出書の提出日を適用日としています。適用日の遡りは原則行いません。

○要支援からの区分変更新規申請中の場合

- ・要支援からの区分変更新規申請を行う際に、同時に居宅届出書の提出を行ってください。
- ・サービスを利用していない場合には、サービス利用開始日までに居宅届出書の提出を行ってください。

○生活保護受給者が 65 歳になった場合

- ・特定疾病が原因で介護サービスが必要な 65 歳未満の生活保護受給者の方が、生活保護制度で介護保険サービスと同様のサービスを利用して、事業者の変更もなく 65 歳を迎える場合、誕生日の 1 日前（資格取得日）までに、居宅届出書を提出してください。

○転入等で継続してサービスを利用する場合

- ・他市で介護サービスの利用をしており、転入後も継続してサービスを利用する場合、転入日までに居宅届出書の提出を行ってください。または、お電話にてお問い合わせください。

居宅届出書提出に対する不明点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

〒303-8501

常総市水海道諏訪町 3222-3

常総市役所 福祉部

介護保険課 認定係

電話（直通）：0297-23-2913